

総務省報告様式  
※網掛け部分は公表の必須項目

①事業名	地域情報通信基盤整備推進交付金		②連絡先	TEL	099-222-2101			
				Mail	soumu@vill.kagoshima-toshima.lg.jp			
③市町村名	十島村		④事業主体	十島村				
⑤所管部署	総務課		⑥評価者名	-				
⑦公表方法及び時期								
事業の概要	⑧事業年度	平成21年度 一次補正		⑨事業完了日	平成22年12月9日			
	⑩総事業費	182,784千円		⑪補助対象事業費	182,784千円			
				⑫交付金額	60,928千円			
	⑬整備対象地域	十島村全域						
	⑭条件不利地域	過疎(十島村全域) 辺地(十島村全域) 離島(十島村全域)						
	<p align="center">⑮事業の内容</p> <p>十島村については、過疎地域であり整備以前BBゼロ地域となっていた。平成21年度地域イントラネット基盤施設整備事業では、十島村役場を外部とのアクセス拠点として、各島の施設間的高速情報通信網を整備し、併せて、議会中継システム、港湾監視ウェブカメラ、気象情報提供システムを整備した。 ネットワークは、中之島・悪石島・宝島に通信事業者の海底光ケーブルが陸揚げされていたので、この回線を活用し、口之島は中之島から、諏訪之瀬島は悪石島から、平島は諏訪之瀬島から、小宝島は宝島から、それぞれ無線で中継する設備整備を行った。 平成21年度補正で実施した地域情報通信基盤整備推進交付金事業は、当初、次年度に実施予定だったが、住民からの早期整備の要望が多く、イントラネット施設を基盤として、村内24箇所のアクセスポイントを設け、加入者アンテナを235世帯分を整備し、平成22年12月から、住民向け情報サービスを開始している。</p>							
BB	⑯サービス開始日	平成22年12月1日						
	⑰サービス形態	公設公営						
	⑱契約先	-						
		⑲整備計画時の目標		⑳実績				
		初年度	最終	H23年度末	H24年度末	H25年度末	H26年度末	H27年度末
	整備地域の世帯数	333	333	337	348	353	354	355
	加入世帯数	200	200	216	223	193	192	209
加入率(%)	60%	60%	64.1%	64.1%	54.7%	54.2%	58.9%	
CATV	㉑サービス開始日							
	㉒サービス形態							
	㉓契約先							
		㉔整備計画時の目標		㉕実績				
		初年度	最終	H23年度末	H24年度末	H25年度末	H26年度末	H27年度末
	整備地域の世帯数							
	加入世帯数							
加入率(%)								

総務省報告様式  
 ※網掛け部分は公表の必須項目

	BB	CATV
②提供サービス内容及び料金	<p>■受信施設工事:下記の場合無料</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者が住民であるとき。</li> <li>・利用者が住民の経営する事業所であるとき。</li> <li>・利用者が住民を中心とする法人又は団体であるとき。</li> <li>・村長が適当であると認めるとき。</li> </ul> <p>■加入料金            本村の住民及び本村の住民が主体となって運営している法人:平成22年12月1日から平成25年11月30日までの期間:全額免除            平成25年12月1日から当分の期間:2,000円/月</p> <p>転入の日から1年を経過していない者。ただし、本村を転出した日から5年を経過していない者は、除く。:加入の月から36日目までの期間:全額免除            加入の月から起算して37日目から当分の期間:2,000円/月</p>	
②これまでの加入促進の取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・毎年、電算専門員が各島で加入促進活動を実施している。</li> <li>・毎年新たに本村に赴任してくる教職員に対して、教育委員会が実施する合同の会議の際に加入促進活動を実施している。</li> <li>・受信施設工事は、利用者が住民であるとき、利用者が住民の経営する事業所であるとき、利用者が住民を中心とする法人又は団体であるときは、無料とした。</li> <li>・加入料は、本村の住民及び本村の住民が主体となって運営している法人については、平成22年12月1日から平成25年11月30日までの期間、全額免除とし、平成25年12月1日から当分の期間は半額(2,000円/月)とした。また、転入者については、転入の日から1年を経過していない者(本村を転出した日から5年を経過していない者は、除く。)は、加入の月から36日目までの期間:全額免除とし、加入の月から起算して37日目から当分の期間は半額(2,000円/月)とした。</li> </ul>	
②成果	<p>○成果</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・デジタルディバイトの解消</li> </ul>	
②効果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・都市部と比較してタイムラグがなく情報収集が可能になった。</li> <li>・いつでも、誰とでも情報交換が可能になったことにより、住民同士の交流が盛んになった。</li> <li>・インターネットを使ったTV会議システムを導入したことにより、島間の交流や鹿児島市内の役場職員と島民の交流に繋がった。</li> <li>・インターネット環境が整備されたことにより移住定住対策が強化され人口の増加に繋がった。</li> </ul>	

総務省報告様式  
※網掛け部分は公表の必須項目

<b>④評価及び課題</b>	<p>本村は、整備計画目標の加入率60%に対して59%という結果となり、概ね目標を達成した。年度ごとの加入率を分析すると、月額利用料が2,000円発生する平成25年度から減少傾向となっている。また、平成25年度以降から、無線設備等の落雷や風水害及び経年劣化等による故障が多発し、復旧作業ができる業者が島内にはない本村は復旧作業に時間を要してしまい、十分なサービスを提供する事が難しい状態である。今後は、安定したサービスを提供し加入率を増加させるためにも、全島光化などを設備の維持管理を委託している業者と共に検討する事としているが、財源の問題や維持管理費が多額なことが課題となっている。</p>
----------------	--

	BB	CATV
<b>⑤今後の取組 及び 方向性</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者住民向けにパソコン教室を開催する。</li> <li>・未加入世帯及び移住者に対して、担当職員が個別説明を行う。</li> <li>・住民向けのインターネット講習会を開催する。</li> </ul>	